

平成 20 年 12 月 15 日

金融庁総務企画局市場課 御中

全 国 銀 行 協 会

「平成 20 年金融商品取引法等の一部改正のうち、ファイアーウォール規制の見直し及び利益相反管理体制の構築等に係る政令・内閣府令案等」に対する意見の提出について

今般、当協会では、平成 20 年 11 月 14 日付で公表された標記改正案に対する意見を別紙 1 および 2 のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

項番	該 当 箇 所	意 見	理 由 等
1	<p>金商法施行令第15条の28第2項第2号ロ 銀行法施行令第4条の2の2第2項第10号イ</p>	<p>「銀行法第2条第2項に規定する銀行業」の範囲に、例えば、ニューヨーク州送金業者法により、送金業者としての免許を受けて送金等を業とすることが可能となる、単なる送金業者は、その範囲に含まれないとの理解でよいか。</p>	<p>米国(ニューヨーク州送金業者法)においては、日本の銀行法が為替取引を銀行の固有業務と位置付けているのと異なるため。</p>
2	<p>銀行法施行令第4条の2の2第2項第9号</p>	<p>・「金融業を行う者」の一つとして「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者」があるが、対顧客関連業務を行わない会社は含まれないとの理解でよいか。具体的には、銀行が自らの資金調達を行う目的で海外に設立した会社(有価証券の発行代わり金を銀行に貸し付ける等の業務を行う会社、但し、当該会社は金融商品取引業は行わない)は対象外という理解でよいか。</p> <p>・外国の法令に準拠して外国において「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者」も含まれるのか。</p> <p>・外国の法令に準拠して外国において「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者」について、当該国においては「業として」行っているものと整理されない場合(例えば、事業者がその従業員に対して行うもの、グループ会社間で行うもの等)も想定されるが、そのような場合であれば、日本の法令上「業として」行っているものであっても、対象として含まれないと解することは可能か。</p>	<p>・顧客の利益の保護という法の趣旨を踏まえれば、単に「貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う」ことをもって利益相反管理の対象範囲に含めるべきとすることは、広範に過ぎ、過剰な規制と思われるため。</p> <p>・明確化のため。</p> <p>・現地における位置付けや態様にかかわらず、単に「貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う」ことをもって利益相反管理の対象範囲に含めるべきとすることは、広範に過ぎ、過剰な規制と思われるため。</p>
3	<p>金商法施行令第15条の28第3項 銀行法施行令第4条の2の2第3項第3号</p>	<p>特定金融商品取引業者等の場合は、金商法上、その子金融機関等として、当該特定金融商品取引業者等の委託を受けて金融商品仲介業を営む者が含まれないが、銀行の場合は、銀行法上、その利益相反管理対象会社に、「当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者」や子金融機関等として「当該銀行を所属銀行として銀行代理業を営む者」が含まれるとの理解でよいか。その場合、かかる違いが設けられている理由は何か。</p> <p>銀行のために行われる銀行代理業の法的効果は当該銀行に帰属するものであることから、当該銀行代理業はそもそも、銀行の業務として利益相反管理の対象となるものとの理解。「当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者」や「当該銀行を所属銀行として銀行代理業を営む者」(以下、併せて「銀行代理業者等」)が、当該銀行が行うべき利益相反管理の対象として含められ、かつ、当該銀行を所属銀行として行う銀行代理業に限らず、銀行代理業者等が行うその他の「銀行関連業務」もすべて、当該銀行による利益相反管理対象として含められるとすれば、銀行や銀行持株会社による管理を義務付ける対象としては、不相当であると思われるもの。銀行にとっての銀行代理業者等と同様に位置づけられる、特定金融商品取引業者等にとっての当該特定金融商品取引業者等の委託を受けて金融商品仲介業を営む者が当該特定金融商品取引業者による利益相反管理の対象外とすることが可能なのであれば、同様の考え方が銀行代理業者等についても当てはまるのではないかと思われるもの。</p>	<p>利益相反管理の対象の範囲の明確化のため。</p>

4	銀行法施行令第4条の2の2第3項第3号、第16条の2の2第3項第3号	<p>「当該銀行を所属銀行として法第2条第14項に規定する銀行代理業を営む者」とは、当該銀行が「法第2条第14項に掲げる行為を外国において委託した者(法第8条第3項)及び当該銀行のために銀行代理業を行う、「銀行代理業の許可を受けることの義務の適用が除外された銀行等」(法第52条の61)を意味するということか。</p> <p>なお、その場合、銀行法第2条第16項の定義上、銀行を「所属銀行」とし得るのは、「銀行代理業者」(法第52条の36第1項の内閣総理大臣の許可を受けて銀行代理業を営む者)のみであり、上記のような者は含まれないのではないか。また、「銀行代理業者を除く」となっているのは、どのように理解すればよいか。</p>	明確化のため。
---	------------------------------------	---	---------

項番	該当箇所	意見	理由等
1	金融商品取引業等に関する内閣府令第8条、第45条	<p>・業務方法書への記載が求められる業府令第8条第6号へ(1)の事項は、業府令第70条の3第1項第3号において策定が求められる利益相反管理方針を業務方法書に添付することにて代替可能との理解でよいか。</p> <p>・既に登録を行っている第一種金融商品取引業者について、新たに規定された「第70条の3第1項各号に掲げる措置」等を記載した業務方法書の提出が、施行日時点で完了していることが求められるのか。</p> <p>・登録金融機関である銀行としては、登録金融機関業務に利益相反の管理を行うべき業務類型が見当たらなかった場合、業務方法書には、顧客の利益が不当に害されることがないように講じる体制整備の内容に加え、管理対象業務類型が見当たらないことを記載するということがよいか。</p>	<p>明確化のため。</p>
2	金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の2	<p>「金融商品関連業務」につき、第一種金融商品取引業者の場合は、自らについては「金融商品取引業」及び「金融商品取引業に付随する業務」、その子金融機関等については、「金融商品取引業」又は「登録金融機関業務」及び「金融商品取引業に付随する業務」が対象となるが、登録金融機関の場合は、自らについては「登録金融機関業務」、その子金融機関等については「金融商品取引業」又は「登録金融機関業務」及び「金融商品取引業に付随する業務」が対象となるとの理解でよいか。</p>	<p>明確化のため。</p>
3	銀行法施行規則第14条の11の3の2	<p>・「銀行関連業務」(銀行が営むことができる業務)とは、銀行自身が銀行法第10条乃至第12条の規定により営むことができる業務をいい、銀行の(国内外の)子会社が営むことができる業務であって、銀行法第10条乃至第12条の規定により銀行が営むことのできる業務に該当しないものは含まれないとの理解でよいか。</p> <p>・「銀行関連業務」には、業務性を有しない(事実行為として行う)取引・行為は含まれないとの理解でよいか(業務性を有しない取引・行為としては、例えば、銀行間の合併により取得した遊休化した土地・建物の売却、店舗用地として購入した土地の店舗建設までの期間中の第三者への賃貸、たまたま開発したソフトプログラムの他の銀行への売却等を想定)。</p>	<p>明確化のため。</p>
4	金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の3 銀行法施行規則第14条の11の3の3、第34条の14の3	<p>「顧客の利益が不当に害されることがないよう」必要な措置を講じる義務は、「利益相反管理体制」の整備義務を意味するとの理解でよいか。</p>	<p>明確化のため。 金融審議会等における議論はすべて「利益相反管理」であったが、法文上は「顧客の利益が不当に害されることがないよう」となっていることから、体制整備が法的に義務付けられる範囲の外延を画する必要があるもの。なお、金商業者等向けの総合的な監督指針IV-1-3では「利益相反管理体制の整備」となっており、かかる理解で問題ないことの確認をお願いしたいもの。</p>

5	銀行法施行規則第14条の11の3の3、第34条の14の3	<p>「当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者」や「当該銀行を所属銀行として銀行代理業を営む者」(以下、併せて「銀行代理業者等」)が行う「銀行関連業務」につき、以下のようなケースは「当該銀行」や「当該銀行」の親会社である銀行持株会社による管理の対象外とすることが可能との理解でよいか。</p> <p>(1)①銀行代理業者等が所属銀行のために行う銀行代理業(以下「対象銀行代理業」と)、②当該銀行代理業者等が行う対象銀行代理業以外の業務であって銀行関連業務に該当するもの(以下「プロパー業務」)の利益相反</p> <p>(2)銀行代理業者等のプロパー業務間の利益相反</p> <p>(3)①所属銀行や当該所属銀行が属する金融グループ内の他のエンティティが行う業務と、②銀行代理業者等が行うプロパー業務の利益相反</p> <p>(4)複数の所属銀行が存在する場合の銀行代理業間の利益相反</p> <p>(5)複数の銀行代理業者等が存在する場合の、当該銀行代理業者等のプロパー業務間の利益相反</p> <p>(1)のケースは所属銀行による銀行代理業者等の管理・監督に委ねるべき問題。また、(2)乃至(5)のケースは、(i)所属銀行が属する金融グループが関与しえず、金融グループにおける利益相反を観念し難い業務、また、(ii)所属銀行による管理を及ぼし得ない業務であり、銀行や銀行持株会社による管理を義務付ける対象としては、不適当であると思われるもの。</p>	明確化のため。
6	銀行法施行規則第14条の11の3の3第1項第1号	<p>「対象取引を適切な方法により特定」する方法としては、個別具体的に取引を特定する方法のみならず、利益相反関係に該当する取引を典型的に列挙して特定(主要行等向けの総合的な監督指針案V-5-2(1)「あらかじめ特定・類型化」参照)することでもよいと考えてよいか。上記を前提とする場合、同項4号イにいう「対象取引の特定に係る記録」も、上記類型化により特定した対象取引の記録を保存することでよいと考えてよいか。</p>	明確化のため。
7	金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の3第1項第2号 銀行法施行規則第14条の11の3の3第1項第2号、第34条の14の3第1項第2号	<p>イからニに掲げられた方法は、「次に掲げる方法その他の方法」とあることから、例示でありこれらに限られるものではないこと、また、複数の方法の組み合わせによる対応も可能であるというこの理解でよいか。</p>	明確化のため。
8	金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の3第1項第2号イ 銀行法施行規則第14条の11の3の3第1項第2号イ、第34条の14の3第1項第2号イ	<p>「対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法」とは、「平成20年度金融商品取引法改正に係る政令案・内閣府令案の概要」にあるように、「部門間の情報隔壁(の構築)」「チャイニーズウォールの構築」を意味するとの理解でよいか。</p>	明確化のため。
9	銀行法施行規則第14条11の3の3第1項 第2号ハ	<p>「対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法」については、一部の取引を中止する方法も認められるか。</p>	<p>明確化のため。 例えば、2以上の取引の併存が問題となる場合は、その一方を中止すれば足りるときもある。</p>

10	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第18号ニ・24号ハ、第154条第4号ト・ヌ</p>	<p>・金融商品仲介業務の受委託関係が存在する場合の顧客情報共有の特例については、「利益相反管理目的」(利益相反管理の)「対象規定」を遵守するため)に限らず、金融商品仲介業務の受委託関係が存在しない場合と同様に、「内部管理目的」(内部管理に関する業務の全部または一部を行うため)全般及び「電子情報処理組織の保守・管理目的」に係る受領と提供の双方が可能となるよう、手当てをお願いしたい。</p> <p>今次の金商法の一部改正においては、金融グループにおいて、新たに利益相反管理体制の整備義務が課されたほか、証券会社・銀行・保険会社の間の役職員の兼職規制が撤廃されたところであり、かかる役職員規制の撤廃は、わが国の金融・資本市場の競争力強化の観点から、極めて重要な意義を有するものであるとの認識。</p> <p>他方、実効性のある兼職体制を確立するためには、同時に、兼職に係る内部管理体制等を整備することが不可欠と考えられるところ、営業部門の職員の兼職が行われる場合において、当該兼職者が取得する非公開情報について、(利益相反管理目的以外の)内部管理目的や電子情報処理組織の保守・管理目的でのアクセスに制限が課されるとすれば、堅確な内部管理体制等の整備が達成できない懸念が生じてしまう。</p> <p>なお、上記のような弊害を防止するために、例えば、内部管理部门については、営業部門の兼職者に係る内部管理を行うために必要な範囲において、営業部門と同様に兼職をすることも考えられるが、その場合でも、内部管理部门の兼職者については、営業部門の兼職者と異なり、非共有情報へのアクセス制限(金商業者等向けの総合的な監督指針(案)IV-3-1-4(2)⑥)が課されないことが必要(内部管理部门の兼職職員については、証券会社が管理する非共有情報と、その親子法人等が管理する非共有情報の双方にアクセスができることが必要)となる。但し、そのような兼職は非共有情報へのアクセスのみを目的とした形式的な兼職ともなりかねず、本来の兼職の趣旨である金融グループの統合的内部管理の充実に繋がらない可能性があるものとする。</p>	<p>・具体的な弊害としては、例えば、次のようなものが想定される。(例として、営業部門の職員が、証券会社とその親子法人等に該当する銀行を兼職している場合を想定。)</p> <p>○「顧客等からの苦情・照会等への対応及び顧客等との紛争の処理」(法令遵守管理):兼職者が担当する情報共有非同意顧客 が、兼職先の方に苦情・照会等を行った場合において、他方の兼職先と協働して対応することが適切と思われる場合でも、必要な情報の授受が制限されること等により、顧客保護上の適切な対応が妨げられること。</p> <p>○「監督当局への対応」・「営業部門の取引等における法令等違反の管理」(法令遵守管理):一の兼職者について、証券会社が管理する非共有情報へのアクセスのみが認められる場合において、銀行が管理する非共有情報にアクセスした懸念が生じたとしても、法令遵守管理(金商法上の情報授受規制遵守管理や監督当局への報告等)の観点から必要な情報を証券会社に提供できないこと。</p> <p>○「インサイダー取引等の不正行為防止のための法人関係情報の管理及びモニタリング」(法令遵守管理):兼職者が情報共有同意顧客から取得した法人関係情報については、銀行と証券の双方での管理・モニタリングが必要となる一方で、兼職者が情報共有非同意顧客から取得した法人関係情報については、原則として、当該非公開情報を管理する法人においてのみ管理・モニタリングすることとなるが、例えば、情報共有非同意顧客から取得した法人関係情報への対応であっても、個別案件によっては、内部管理上、銀行と証券の双方で情報交換のうえ対応することが望ましいと考えられる場面があった場合であっても、そのような対応が制限されること。</p> <p>○「内部監査及び内部検査に関する業務」:兼職営業部門に対する監査・検査(非公開情報の管理の適切性等に関する監査・検査を含む)においては、監査・検査の不完全性を防止する観点から、本来は当該兼職営業部門が保有するすべての情報へのアクセスが認められるべきであるにもかかわらず、これが制限されること。</p> <p>○「電子情報処理組織の保守・管理」:電子情報処理組織の保守・管理を担当する部署についても非公開情報へのアクセスが制限されるとすれば、兼職者が使用する電子情報処理組織については、アクセス制限にとどまらず、当該電子情報処理組織自体(例えばサーバー等)を物理的に分離しない限り、当該保守・管理に制約が生じること。</p>
----	---	---	---

(10)

・また、かかる手当が行われない場合、内部管理目的等であるにもかかわらず、情報授受に制限が生じることになり、  
例えば、  
①「顧客等からの苦情・照会等への対応及び顧客等との紛争の処理」の場面において、顧客保護上の適切な対応が妨げられる状況が発生すること  
②「監督当局への対応」や「営業部門の取引等における法令等違反の管理」において、適切な対応が妨げられる状況が発生すること  
③「内部監査及び内部検査に関する業務」において、適切な対応が妨げられる状況が発生すること  
も懸念されるが、上記のような制約があることを前提としたうえで可能な範囲での内部管理体制とすることでよいか。

・①については、例えば、銀証の兼職職員について、銀行等の優越的な地位を不当に利用して金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行った(業府令案第153条第1項第10号の禁止行為を行った)との顧客からの苦情が銀行側に行われ、当該顧客が情報共有非同意顧客であるときに、銀行と証券会社の苦情処理対応部署が協働して対応すること(そのためには、事実確認等を目的とした情報共有が肝要)が顧客保護の観点からより適切であると考えられる場面であったとしても、顧客から改めて書面同意又はオプトアウト権を適切に付与したうえで非オプトアウトを確認したうえでなければ情報共有ができないとすれば、さらなる顧客とのトラブルを招きかねず、適切な顧客対応が困難となり、顧客保護の観点から問題となりうると思われるもの。  
②についても、例えば、銀証の兼職職員について、証券会社が管理する非共有情報へのアクセスのみが認められる場合において、銀行が管理する非共有情報にアクセスした懸念が生じたとしても、法令遵守管理(金商法上の情報授受規制遵守管理や監督当局への報告等)の観点から、当該兼職職員がアクセスした銀行が管理する非共有情報の内容を証券会社の内部管理部門に提供できないということにもなりかねず、営業部門の取引等における法令違反の管理や監督当局への対応の観点から問題となりうると思われるもの。  
③についても、例えば、銀証の営業部門の兼職職員の情報管理に係る内部監査・内部検査を行うにあたっては、その適切性の観点から、網羅性の確保が肝要(監査・検査の死角を作らないことが不可欠)であるにもかかわらず、監査・検査としてアクセスできない情報がある(銀行の監査・検査部署は証券会社が管理する非共有情報にアクセスできず、証券会社の監査・検査部署は銀行が管理する非共有情報にアクセスできない)とすれば、不完全な監査・検査となりかねず、営業部門に対する牽制機能の確保の観点から問題となりうると思われるもの。  
具体的には、例えば、証券会社が管理する非共有情報(「証券非共有情報」)へのアクセスが認められた営業部門の兼職職員が、証券非共有情報と、情報共有同意顧客に係る非公開情報(「共有可能情報」)を分別して管理している場合において、当該兼職職員の情報管理に係る内部監査・内部検査を行う銀行の非兼職職員については、共有可能情報のみについて監査・検査をすべきところ、仮に、共有可能情報の中に証券非共有情報が誤って紛れていたとすれば、期せずして本来であればアクセスできない情報に触れることになり、これを以って法令違反とされ、実効性のある監査・検査が妨げられるといった弊害を惹き起しかねないと思われるもの。

11	金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第18号ニ・24号ハ、第154条第4号ヌ	<p>・「法第36条第2項、銀行法第13条の3の2第1項等の規定を遵守するため」というのは、当該規定を遵守したものであるかどうかを判断すること及び当該法令を役職員に遵守させることを含むとの理解でよいか。</p> <p>・「対象規定を遵守するため」とは、利益相反管理(事後の検証等を含む)に係り、法令遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務、税務に関する業務、並びに、電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務の遂行のためという目的を含むとの理解でよいか。かかる理解が正しくない場合、利益相反管理に係るこれらの業務の遂行のために必要な授受が可能となるよう手当てをお願いしたい。</p>	<p>・明確化のため。</p> <p>・利益相反の特定・類型化から利益相反の管理にとどまらず、これらの事後的な検証等内部管理等のための情報授受が可能ではないとすれば、適切な利益相反管理体制の構築が妨げられてしまうため。</p>
12	金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第18号ニ・24号ハ、第153条第7号リ、第154条第4号リ、ヌ	本特例により授受が認められる非公開情報は、法人に限らず、個人の非公開情報も含むとの理解でよいか。	明確化のため。
13	金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第2項	<p>・「登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人」は、適切な利益相反管理・顧客保護体制の整備(具体的には、取り扱う有価証券の範囲の限定や、説明・勧誘の範囲の限定等)を前提に、必ずしも現在仲介部署として届出を行っている部署に属する従業員と一致する必要はない、と考えてよいか(又は、仲介部署の範囲を限定し、届出を変更すればよいとの理解でよいか)。</p> <p>・「金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人」の範囲には、金融商品仲介業務において、融資業務を通じて非公開融資等情報を知りえない有価証券のみを取り扱う場合や、そもそも個別の有価証券を取り扱っていない場合はその対象とならないと解してよいか。</p>	<p>・登録金融機関において金融商品仲介業務は、非公開融資等情報の授受等に関する規制を遵守しつつ、顧客利便性を高め、幅広い顧客層が証券市場にアクセス可能とする観点から、「遮断を要する有価証券」の勧誘・売買、委託証券会社との受発注など、金融商品仲介業務を専門的に行う部署を設置する一方で、預貸金業務を行うフロント部署(営業店)においても、例えば、取り扱う有価証券を限定することや、一般的な有価証券取引、金融商品仲介業務に関する説明等に制限した上で、勧誘等の一部を行わせることが一般的。</p> <p>一方、営業店については、上記のように業務を制限した場合も、現在、金融商品仲介業務と保守的に解釈し、業務方法書等では、営業店も金融商品仲介部署として届出を行っているところ。これらの従業員が、オプトアウト要件での情報共有を可能とする対象から除かれてしまうと、今般の改正が、実質的に効果を失うものと危惧。</p> <p>・そもそも当該ケースにおいては、不公正な取引等は生じ得ないはずであることに加え、融資業務を通じて非公開融資等情報を知りえない有価証券のみを取り扱う場合などについては従来より、仲介部署一融資部署間の非公開融資等情報の遮断について特段の措置は不要(日本証券業協会「特別会員の証券仲介業務に関するQ&amp;A」P31-問7)とされており、それと平仄を合わせるべき。</p>
14	金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第2項、第153条第2項	オプトアウトの対象である顧客は法人に限定されているが、登記されていない団体(例えば人格なき社団や民法組合等)はここでいう法人の範疇に含まれるという理解でよいか。	明確化のため。役員の氏名等の個人情報を除く、左記団体自体の情報に関しては個人情報保護法上も保護の対象から除かれている中、これらの団体に対してもより広い金融サービスを受ける機会を損なう規制の必然性は乏しいと考えられる。



15	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第2項、第154条第4号</p>	<p>・日本証券業協会による平成17年6月【特別会員の証券仲介業務に関するQ&amp;A】問39に対する回答「(2)行員甲に、A社の有価証券に係る証券仲介業務とA社以外の有価証券の発行者である顧客の融資業務とを兼務させることはできます。(3)行員乙に、A社以外の有価証券に係る証券仲介業務とA社の融資業務を兼務させることはできます。」を踏まえれば、登録金融機関の行員が、A社以外の有価証券に係る金融商品仲介業務とA社の融資業務を兼務するケースにおいて、当該行員が融資業務で知り得た顧客A社の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報、非公開情報(顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別な情報に限る。)を、委託金融商品取引業者に提供する行為は、当該行員がA社の有価証券に係る仲介業務を行わないような措置が講じられている場合、府令改正案第123条第2項但書における登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人が当該情報を委託金融商品取引業者に提供する行為、および府令改正案第154条第1項第4号における登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人が発行者等に関する非公開情報(顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別な情報に限る。)を提供する行為に該当しないという理解でよいか。</p> <p>また、当該行員が委託金融商品取引業者から、A社の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報、非公開融資等情報を受領する行為は、当該行員がA社の有価証券に係る仲介業務を行わないような措置が講じられている場合、府令改正案第123条第2項但書における登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人が当該情報を委託金融商品取引業者から受領する行為、および府令改正案第154条第4号における登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人が発行者である顧客の非公開融資等情報を受領する行為には該当しないという理解でよいか。</p>	<p>・日本証券業協会による平成17年6月「特別会員の証券仲介業務に関するQ&amp;A」問39に対する回答を踏まえ、仲介業務と融資業務を兼務する場合において、以下の内容を確認するもの。</p> <p>①仲介業務と融資業務を兼務している者(以下、兼務者)が親子法人等である委託金融商品取引業者へ顧客の情報を提供する場合、当該兼務者は、当該顧客の有価証券について仲介業務を行わないような措置が講じられている場合、専ら融資業務従事者としての立場で提供することになるので、府令改正案第123条第2項但書、および府令改正案第154条第4号における登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人の行為に該当しないこと。</p> <p>②兼務者が親子法人等である委託金融商品取引業者から顧客の情報を受領する場合、当該兼務者は、当該顧客の有価証券について仲介業務を行わないような措置が講じられている場合、専ら融資業務従事者としての立場で受領することになるので、府令改正案第123条第2項但書、および府令改正案第154条第4号における登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人の行為に該当しないこと。</p>
----	--	---	--

<p>(15)</p>	<p>・他方、上記Q&amp;A問18等において、現行の業府令第150条第5号に基づく非公開融資等情報の授受禁止については、「融資先が発行する株式等を証券仲介業務で取り扱わない場合には非公開融資等情報の遮断措置は不要」とされていることを踏まえれば、登録金融機関と委託金融商品取引業者の間で情報を授受するいわゆる「非オプトアウト顧客」(オプトアウト権利が適切に付与され、当該オプトアウト権利を行使していない顧客)が発行する有価証券を金融商品取引業務で取り扱わず、また、非オプトアウト顧客に対しては金融商品仲介業務による勧誘行為等を行わない場合には、非オプトアウト顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報について、(金融商品仲介業務非従事者から)仲介業務に従事する役員に提供されないための情報遮断措置は不要であるとの理解でよいか。業府令第150条第5号に基づく非公開融資等情報の授受の禁止の趣旨は、「非公開融資等情報を用いて勧誘を行うことによる不正な取引の防止のためであり、そのような弊害が生じない措置が講じられていれば、その目的は達成される」(田原泰雅(金融庁総務企画局市場課市場企画管理官)ほか著「証券取引法等の一部改正の概要-平成16年法律第97号の解説-」商事法務第1703号25頁)との考え方を反映しているものと思われ、同様に、不正な取引の防止という観点からは、業府令第123条第2項但書についても、「非オプトアウト顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報」を、(金融商品仲介業務非従事者から)金融商品仲介業務に従事する役員に提供されないための情報遮断措置は不要であると思われるもの。</p>	<p>・明確化のため。</p>
<p>16</p>	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第2項、第154条第5号</p> <p>内閣府令改正案第123条第2項、第154条第5号について、以下のとおり変更を検討願いたい(下線部分が改正案からの変更)。 (第123条第2項) 登録金融機関が委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等である場合又は委託金融商品取引業者が登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合における前項第十八号及び第二十四号の規定については、登録金融機関又は委託金融商品取引業者が顧客(法人に限る。以下この項において同じ。)に対して当該顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報の委託金融商品取引業者又は登録金融機関への提供(以下この項において「特別情報の提供」という。)の停止を求める機会を適切に提供している場合は、当該顧客が当該停止を求めるまでは、当該特別情報の提供について当該顧客の書面による同意を得ているものとみなす。ただし、登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)又は使用人が発行者等に関する非公開情報(顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別な情報に限る。)を委託金融商品取引業者に提供し、又は発行者である顧客の非公開融資等情報を委託金融商品取引業者から受領する場合は、この限りでない。</p> <p>(第154条第5号) 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人が、当該登録金融機関の親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開融資等情報(当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘すること。</p>	<p>登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人(以下、仲介業務従事者)は、府令改正案第123条第2項但書において、オプトアウト方式により顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報(以下、非公開財産情報)を親子法人等である委託金融商品取引業者との間で授受することを制限されている。一方、登録金融機関内では非公開融資等情報を除く情報の共有に制限はなく、登録金融機関の仲介業務従事者は、登録金融機関の仲介業務従事者以外の者を通じて、親子法人等である委託金融商品取引業者に顧客の非公開財産情報、発行者等に関する非公開情報(顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別な情報に限る。)を提供し、親子法人等である委託金融商品取引業者から金融商品仲介業務で取扱う有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を受領することが制限されていない。これらの不整合を解消する為、府令改正案第123条第2項但書においては、府令第154条第4号と同様の定義を用いるべきと考える。</p> <p>この場合、登録金融機関の仲介業務従事者がオプトアウト方式により親子法人等である委託金融商品取引業者から受領を制限される情報は非公開融資等情報と定義されることになるので、府令改正案第154条第5号において利用を制限する情報についても非公開融資等情報と変更すべきと考えられる。</p>

17	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第2項但書、第154条第4号</p>	<p>①業府令案第123条第2項の「登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用者が当該情報を委託金融商品取引業者に提供し、又は委託金融商品取引業者から受領する場合は、この限りではない」との但書につき、「金融商品仲介業務を実施する組織の業務を統括する役員又は使用者」であれば、当該役員又は使用者が金融商品仲介業務に従事していたとしても「金融商品仲介業務に従事する役員又は使用者」には含まれず、よって、「金融商品仲介業務を実施する組織の業務を統括する役員又は使用者」と委託金融商品取引業者との非オプトアウト顧客の情報の授受は、本但書によって制限されないということか。 上記の授受が制限される場合、「金融商品仲介業務を実施する組織の業務を統括する役員又は使用者」については、当該但書に含まれないよう、手当てが必要。</p> <p>②同様に、業府令第154条第4号の「金融商品仲介業務を実施する組織の業務を統括する役員又は使用者」は、当該役員又は使用者が金融商品仲介業務に従事していたとしても、「当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用者」には含まれず、よって、「金融商品仲介業務を実施する組織の業務を統括する役員又は使用者」と当該登録金融機関の親法人等・子法人等との非オプトアウト顧客の非公開情報の授受についても、業府令案第123条第2項本文にて認められる限りにおいて、制限されないということか。 上記の授受が制限される場合、業府令案第123条第2項本文にて認められる限りにおいて、業府令第154条第4号についても、「金融商品仲介業務を実施する組織の業務を統括する役員又は使用者」を行為規制の対象から外す手当てが必要。</p> <p>一つの組織において、金融商品仲介業とその他の業務を併せて実施する場合、双方の業務を統括する役員・使用者は、組織の長として、双方の情報を把握する必要性があることから上記手当てをお願いするもの。 同様の例外は、現行の業府令第150条第5号の非公開融資等情報の授受の禁止についても規定されており、その理由としては、「統括する役員等に提供することが許容されるのは、組織の長として双方の情報を把握する必要性によるものであり、例えば幹部役員や支店長クラスが想定されている」と説明されている(田原泰雅(金融庁総務企画局市場課市場企画管理官)ほか著「証券取引法等の一部改正の概要-平成16年法律第97号の解説-」商事法務第1703号25頁)。また、現行の金商業者等向けの総合的な監督指針においても、金融商品仲介業務と融資業務(有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を取り扱うものに限る)を併せて実施する組織の存在が許容されているところである。</p>	<p>例えば、非オプトアウト顧客の情報を委託金商業者が取得し、それを親子法人等たる登録金融機関の非仲介業務従事者に提供した場合において、当該非仲介業務従事者が、金融商品仲介業を併せて実施する組織に帰属する場合は、その組織の長(金融商品仲介業務従事者を統括し、かつ、自らも金融商品仲介業務に従事する可能性あり)に当該情報を提供できないとすれば、当該統括者は、自らの組織の情報を把握できないことになってしまう。 また、金融商品仲介業とその他の業務を併せて実施する組織に所属する非仲介業務従事者が、非オプトアウト顧客の情報を取得した場合、当該情報を委託金商業者に直接提供することは認められるとの理解であるが、当該非仲介業務従事者が、当該情報を自らが所属する組織の長(金融商品仲介業務従事者を統括し、かつ、自らも金融商品仲介業務に従事する可能性あり)に提供し、当該組織の長が委託金商業者に提供することは認められないことになってしまう。</p> <p>同様に、例えば、非オプトアウト顧客の情報を、登録金融機関の親子法人等たる金商業者が取得し、当該登録金融機関の非仲介業務従事者に提供した場合において、当該非仲介業務従事者が、金融商品仲介業を併せて実施する組織に帰属する場合は、その組織の長(金融商品仲介業務従事者を統括し、かつ、自らも金融商品仲介業務に従事する可能性あり)に当該情報を提供できないとすれば、当該統括者は、自らの組織の情報を把握できないことになってしまう。 また、登録金融機関で金融商品仲介業とその他の業務を併せて実施する組織に所属する非仲介業務従事者が、非オプトアウト顧客の情報を取得した場合、当該情報を当該登録金融機関の親法人等・子法人等に直接提供することは認められるとの理解であるが、当該非仲介業務従事者が、当該情報を自らが所属する組織の長(金融商品仲介業務従事者を統括し、かつ、自らも金融商品仲介業務に従事する可能性あり)に提供し、当該組織の長が当該親法人等・子法人等に提供することは認められないことになってしまう。</p>
----	--	---	--

18	金融商品取引業等に関する内閣府令第150条第5号イ、第154条第5号	<p>①業府令150条第5号イの「非公開融資等情報の提供につき、事前に顧客の書面による同意(第百二十三条第一項第二十四号の顧客の書面による同意を含む)を得て提供する場合」には、同府令第123条第2項により、(同府令第123条第1項第24号)の書面による同意を得ているものとみなされる場合を含むと解してよいか。</p> <p>②同様に業府令154条第5号の「当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る」でいう「書面による同意」とは、同府令第123条第2項により、(同府令第123条第1項第24号)の書面による同意を得ているものとみなされる場合を含むと解してよいか。</p>	従来より、委託金融商品取引業者一登録金融機関間での情報共有について書面による同意を得ていれば、仲介部署一融資部署間での情報共有について書面による同意があったものとされており、オプトアウト方式においても同様の取扱いがなされるかを確認するもの。
19	金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号ハ、第154条第4号ハ	<p>業府令第123条第1項第18号イ～ハや第24号イ・ロに掲げる情報の授受を、業府令第153条第1項第7号ハに基づく制限の例外としているが、業府令第123条第1項第18号ニ及び第24号ハの場合も同様に例外とする手当てが必要。</p> <p>また、業府令第123条第1項第18号イ～ハの情報の受領ならびに第24号イ・ロに掲げる情報の提供を、業府令第154条第4号ハに基づく制限の例外としているが、業府令第123条第1項第24号ハの場合も情報提供の例外とする手当てが必要。</p> <p>なお、上記手当てがされない場合、その理由を明示していただきたい。</p>	業府令第123条第1項第18号ニ及び第24号ハに基づく情報の授受が、業府令第153条第1項第7号に抵触することにならないよう手当てが必要であるため。 業府令第123条第1項第24号ハに基づく情報の提供が、業府令第154条第4号に抵触することにならないよう手当てが必要であるため。
20	金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号リ	<p>内部管理に関する業務のために非公開情報の親子間の共有が認められているが、利益相反関係の認められる個別の取引に係る適切な対顧客対応のためには、レピュテーションやRMIに係るリスク等が判断できる営業等の担当役員に加えて営業等の実務に携わる職員の一定の関与が必要。</p> <p>かかる営業等の実務に携わる職員の一定の関与は、利益相反管理態勢、すなわち法令等遵守態勢、さらには内部管理態勢に含まれるとの理解で良いか。</p> <p>なお、営業等の実務に携わる職員としては、以下の者を想定。</p> <p>①審査部門の部次長・審査役</p> <p>②法・個人マーケット取引の推進部署や個別プラダ外の所管部の職員のうち、コンプライアンス・顧客保護等に係る業務に従事している者</p> <p>③法・個人マーケット取引の推進部署や個別プラダ外の所管部の部長のうち、以下の者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対顧客の営業を個別の取引について行っていない者</li> <li>・顧客と頻りに接することのない者</li> </ul>	明確化のため。

21	金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号リ・第153条第3項第3号	<p>・内閣府令には、「・・・内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合に限る。」と記載されている。これは、特定関係者において、内部管理に関する業務を行う部署が複数(例:コンプライアンス部、内部監査部等)あり、内部管理に関する業務を行う部署間で非公開情報を受領・提供しても(例:内部監査部がコンプライアンス部に内部監査を実施する等)、内部管理に関する業務を行う複数部署以外に非公開情報が漏えいしない措置が講じられている場合を含むと理解してよいか。</p> <p>・本条文に基づき、例えば銀行の内部監査部署が証券子会社に対する内部監査を実施する際に、本人の同意がない個人情報を含む資料等の閲覧を求める場合、個人情報の保護に関する法律第23条第1項第1号「法令に基づく場合」に該当するのか、該当しないのか確認したい。</p>	<p>・内部管理に関する業務を行う部署が複数あり、内部管理に関する業務を行う部署間で非公開情報を受領・提供しても、内部管理に関する業務を行う複数部署以外に非公開情報が漏えいしない措置が講じられていれば、内部管理に関する業務を行う部署が一つしかない場合と同様の効果があると考えられるため。</p> <p>・本条文は、銀行に証券子会社に対する内部監査を義務付けているものではないと思われる。このような場合は、本人の同意がない個人情報を提供できる根拠とする「法令に基づく場合」には該当するのか、該当しないのか、疑問が生じる余地があると考えられるため。</p>
22	金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号リ	<p>・「特定関係者において内部管理に関する業務を行う部門」とは、内部監査部門に限定されないと考えてよいか。</p> <p>・「非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合」とは、必ずしもシステム等による厳格管理までを要求するものではないとの理解でよいか。</p>	<p>・内部監査部門のみならず、ケースに応じて、I.コンプライアンス統括部門等(業務部門に所属するコンプライアンス専担部署を含む)、あるいは、II.業務部門における内部管理を行う部署、による内部管理を目的とした情報受領を実施することが考えられるため。</p> <p>・例えば、上記のI.コンプライアンス統括部門等(業務部門に所属するコンプライアンス専担部署を含む)、あるいは、II.業務部門における内部管理を行う部署による内部管理を目的とした情報受領を実施する場合、(1)銀行内の手続きにて、①受領情報をみる者の限定化(レポートラインの明確化も含む)、②受領情報の一元的な保管(紙情報の金庫等内格納を行ったうえでの施錠管理も含む)、③保管責任者の明確化を行ったうえ、(2)内部監査部門による監査を適宜受ける等により、適切な運用が確保されている場合には左記府令の趣旨を満たす対応といえるかを確認するもの。</p>

23	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令第153条1項10号</p>	<p>「(その親銀行等又は子銀行等の取引上の優越的な地位を)不当に利用して」の具体例を示してその内容を説明していただきたい。例えば、以下の点が不明である。</p> <p>①例えば、親会社の100%子会社と50%子会社では、「不当」とされる勧誘行為に違いがあるのか、</p> <p>②独禁法関連法制で示されている「正常な商慣習に照らして」の文言がないが、金商法と独禁法とで解釈に違いがあるのか。</p> <p>また、独禁法との平仄を合わせる観点から、本条文は「有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)が、その親銀行等又は子銀行等と取引の相手方との間の取引関係を通じて自らも取引上の優越的な地位に立っている場合に、その地位を不当に利用して金融商品取引契約を締結又はその勧誘を行うこと。」に修正すべきではないか(修正部分:下線)。</p>	<p>①優越的地位の濫用規制は、「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して」(一般指定14号、また銀行法施行規則14条の11の3第1項第3号)行われる濫用行為を規制するものであり、文言上、他者の優越的地位を不当に利用する行為は規制対象ではなかった。また、過去の公取委の審決等でも、行為者(処分対象者)が他者の優越的地位を利用する行為を規制した事案は見当たらない。</p> <p>②金融審議会における議論等からすると、当該規定の背景には、証券会社の親銀行等又は子銀行等が優越的地位にある場合、当然に当該証券会社も優越的地位に立つことが前提となっているように思われるが、証券会社と親銀行等又は子銀行等の関係によっては必ずしもそうならない場合もあると考えられる。</p> <p>③証券会社自身が優越的地位にないのであれば、取引の相手方は当該行為を拒絶できるはずであり、少なくとも独禁法による規制の必要性は乏しいと思われる。</p> <p>④仮に、本件規制が独禁法上の優越的地位の濫用規制を超えた、金融商品取引法独自の規制であるならば、行為者自身が優越的地位にない場合に、如何なる行為が、「(その親銀行等又は銀行等の取引上の優越的地位を)不当に利用して金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う」行為に当たるのか明確ではない。</p>
24	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第11号</p>	<p>業府令案第153条第1項第11号(現行の業府令第153条第9号)は、兼職者が顧客を訪問する場合には適用ないとの理解でよいか。また、仮に、適用がある場合、別法人であることの開示は、別法人であることの十分な説明が行われている限りにおいては、訪問の都度行うことが求められるものではないとの理解でよいか。</p>	<p>明確化のため。また、特に、兼職者が顧客を訪問する都度、別法人であることの開示をすることは、顧客利便性・利用者保護いずれの観点からも不要であると思われるもの。</p>
25	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第2項</p>	<p>・オプトアウトの方法、すなわち「非公開情報の提供の停止を求める機会を適切に提供している場合」として、初回の個別通知は行ったうえで、その後は個別通知を行わずとも、店頭掲示ないしホームページによる告知で足りる旨を明確化していただきたい。</p> <p>・「当該発行者等が当該停止を求める」場合に、それが実権者による意思表示であり、且つ当該意思表示が行われたことが客観的に判断できるよう、代表者名による記名捺印文書を提出するなど、銀行側で合理的と考えられる方法を決めることには問題はないか。</p> <p>・親子法人等との間で授受を行うことができる「非公開情報」の範囲には、限定がないと理解してよいか。すなわち、オプトアウトの機会を適切に提供している場合において、当該発行者等に関するあらゆる非公開情報(取引残高や取引履歴、入手した非公開の財務情報等のすべて)を親子法人等との間で授受することが可能と考えてよいか。</p>	<p>・インターネットの普及により、ホームページでの告知が一般的な顧客宛周知方法となっているため。</p> <p>・明確化のため。</p> <p>・明確化のため。</p>

26	金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第3項第1号	第153条第1項第10号に規定された「その親銀行等又は子銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用」することを防止するため、「その親銀行等又は子銀行等の取引上の地位」に係る情報を共有することは、第153条第3項第1号に該当すると理解してよいか。	明確化のため。
27	金融商品取引業等に関する内閣府令第154条第4号リ	「内部管理に関する業務」については、業府令第153条第7号リと同様、「内部管理に関する業務の全部又は一部」との理解でよいか。	明確化のため。
28	金融商品取引業等に関する内閣府令第154条第4号	内閣府令改正案第154条第4号について、以下のとおり変更を検討したい(下線部分が改正案からの変更)。 第154条第4号 (略)又は金融商品仲介業務で取扱う有価証券(法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であって同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。)の発行者である顧客の非公開融資等情報をその親法人等若しくは子法人等から受領すること(次に掲げる場合において行うものを除く。)	登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人が親子法人等から受領を制限される有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報は、当該役員又は使用人が仲介業務で取り扱う有価証券の発行者である顧客非公開融資等情報に限定されることを明確化したい。
29	金融商品取引業等に関する内閣府令第154条第5号	・本件は、規制対象が金融商品仲介業務であることを明確化したものであり、改定前後においてその趣旨に変更はないという理解でよいか。	明確化のため。
30	金融商品取引業等に関する内閣府令第157条第1項第18号	利益相反に係る法定帳簿について、記載すべき内容を明確化して頂きたい。 また、内容によってはシステム対応等が必要となることも想定されるため、経過措置を設けることも検討願いたい。	明確化のため。
31	金融商品取引業等に関する内閣府令第157条第1項第18号イ、ロ 銀行法施行規則第14条の11の3の3第1項第4号イ、ロ	利益相反管理対象取引の特定と管理に係る5年分の記録の保存の趣旨として、後日の検証等が考えられるが、かかる趣旨からすれば、保管すべき記録は、取引の概要・他の取引との間の利益相反関係の有無の確認結果・(他の取引との間の利益相反関係がある場合の)対応や管理の検討結果の概要が分かるものでよいか。	明確化のため。